

## 見本市・展示会開催助成金交付要項

### (目的)

第1条 この要項は、熊本市及びその周辺地域（以下「本市域」という。）において開催される見本市及び展示会（以下「見本市等」という。）の主権者に対し、その開催経費の一部を助成することにより、見本市等の積極的な誘致促進と国内外からの誘客を図り、本市域の活性化に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要項において、見本市・展示会とは次のことをいう。

- (1) 見本市 (Trade Show/Fair) 然るべき業種分野の出展者が、主としてビジネス目的の事業者を対象とし、見本品を以って商談のために開催される催しをいう。
- (2) 展示会 (Exhibition/Show/Fair) 然るべき業種分野の出展者が、主に一般大衆を対象に、普及を目的とした製品やサービスないし情報等を展示する催しをいう。

### (助成対象)

第3条 助成の対象となる見本市等は、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。但し、代表理事が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 助成対象者は、主たる目的が見本市等であり、それを主催する事業者とする。
- (2) 主催者・出展者及び関係者の熊本市内宿泊者が延べ50名以上であること。
- (3) 九州規模以上で開催される見本市等であること。
- (4) 見本市等の条件は次のとおりとする。
  - ア 見本市は、会場使用面積が300㎡以上の規模を有し、県外からの出展・参加事業者数が7社以上の商談会であること。
  - イ 展示会は、会場使用面積が500㎡以上の規模を有し、開催期間が2日以上、延べ10,000人以上の集客数が見込まれるもの。
- (5) 本市域で過去3年間において開催実績が無い見本市等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象から除外する。

- (1) 販売を目的とするもの及び販売スペースが見本市等の会場使用面積の10分の1以上の場合
- (2) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体
- (3) 政治的活動及び宗教的活動を目的とするもの
- (4) 熊本市及び熊本県、熊本県観光連盟から助成金等の交付を受けるもの
- (5) 助成金交付振込先が団体名義ではないもの。

(6) その他代表理事が適当でないと認めるもの。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、見本市等に係る会場借上料とする。会場借上料以外の経費(付帯設備使用料、電気工事費、会場設営、装飾費等)は対象外とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、助成対象経費の2分の1とし、30万円を上限とする。但し、入場料等を徴収する場合は、助成額の2分の1とする。

2 助成金の交付は、年度に限らず、同一事業者について1回を限度とする。但し、代表理事が特に認めたものについては、この限りではない。

3 申請は同一年度において1助成対象者に対し、1回を限度とする。

4 前項の規定により算出される額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(申請書等の提出)

第6条 助成金の交付を受けようとする主催事業者(以下「申請者」という。)は、当該見本市等の開催予定日の1ヶ月前までに次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。但し、代表理事が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

(1) 見本市・展示会開催助成金交付申請書(様式第1号)

(2) 見本市・展示会事業計画書

(3) 収支予算書

(4) 会場配置図

(5) 出展者及び対象者・出展物等リスト

(6) その他代表理事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 代表理事は、前条の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定をするものとする。

2 代表理事は、前項により助成金の交付決定を行ったときは、交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 申請者は、当該見本市等終了後1ヶ月以内に次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。

(1) 見本市・展示会完了報告書(様式第3号)

- (2) 収支決算書
  - (3) 宿泊者数証明書
  - (4) 会場借上料の支出を証する書類（領収書の写し等）
  - (5) 開催状況及び展示製品等が確認できる写真等の資料
  - (6) その他代表理事が必要と認める書類
- 2 申請者は、当該見本市等終了後1ヶ月以内に前項に掲げる書類の提出ができないときは見本市・展示会完了報告書遅延理由書（様式第4号）を提出し、その事由について報告しなければならない。
- 3 代表理事は、前項の遅延理由について、やむを得ないものと判断したときに限り、当該見本市等終了後1ヶ月を超えて、第1項に掲げる書類を受理するものとする。

（交付額の確定）

第9条 代表理事は、前条の報告を調査のうえ、交付額を確定し、交付額確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第10条 前条の確定通知を受けた申請者は、見本市・展示会開催助成金交付請求書（様式第6号）により、代表理事に助成金の交付請求をするものとする。

（交付）

第11条 代表理事は、前条により請求が行われたときは、第9条により確定した助成金を速やかに交付するものとする。

（中止等）

第12条 申請者は、第7条により助成金の交付決定を受けた見本市等を中止し、又は申請者の都合により助成金の交付を辞退する場合には、遅滞なく交付決定取消申請書（様式第7号）を代表理事に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第13条 代表理事は、次の各号の場合、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する書類の提出があった場合。
- (2) 第8条第1項に掲げる完了報告がなされない場合及び第8条第2項に基づく遅延理由が正当と認められない場合。
- (3) 第8条第1項に掲げる完了報告の内容が第3条第1項の各号に掲げる要件を満たしていない場合。

- (4) 申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合。
- (5) 助成金の交付が適当でないと代表理事が認める場合。
- 2 前項の規定は、助成金交付確定後においても適用するものとし、既に交付を受けた助成金があるときは、代表理事はこれを返還させることが出来る。
- 3 代表理事は、第1項により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（雑則）

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附 則

- この要項の施行日は、代表理事が別途定める。
- この要項は、平成25年7月1日から施行する。
- この要項は、平成27年4月1日から施行する。
- この要項は、平成31年4月1日から施行する。